

改正

令和3年3月30日告示第37号

令和3年3月31日告示第106号

袋井市道路の位置の指定の事務処理要領

(目的)

第1条 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（変更・廃止）を受けようとする者が行う申請手続に関し、必要な事務処理の方法を定めることを目的とする。

(申請者)

第2条 申請者は、位置の指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の築造に関係のある者とする。

- 2 代理人が申請者に代わって申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨の委任状を添付するものとする。
- 3 申請代理人は、建築士又は行政書士とする。
- 4 図面作成者は、なるべく専門的知識を有するものとする。

(申請書類)

第3条 申請書類は、左綴じとし、正本1通、副本1通を市長へ提出するものとする。

- 2 申請書類の正本に必要なものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（袋井市建築基準法施行細則（平成18年袋井市規則第34号）様式第16号。以下「申請書」という。）
 - (2) 委任状（代理人が申請書を提出する場合）
 - (3) 権利関係書類
 - ア 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書（申請書及び承諾書に押印したもの）
 - イ 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書（道路にする土地及び当該土地に存する建物）
 - ウ 当該申請に係る土地について権利を有する者と、土地の登記事項証明書記載の権利者に関する事項について相違ある場合は、権利を有することを証する書類
 - エ 道路にする土地に存する建物について権利を有する者と、建物の登記事項証明書記載の権

利者に関する事項について相違がある場合は、権利を有することを証する書面

(4) 申請書添付図書（原図）（袋井市建築基準法施行細則様式第17号。以下「添付図書」という。）

(5) 位置図

(6) 求積図

(7) 現況図

(8) その他

ア 他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものについては、許可証又は承諾書の写し

イ 袋井市道路の位置の指定基準（平成18年袋井市告示第174号）第5条第1項第2号によるただし書を適用する場合は、その理由書

ウ その他市長が必要と認める書類又は図面等

3 申請書類の副本に必要なものは、次に掲げるものとする。

(1) 申請書

(2) 委任状（写し）

(3) 権利関係書類（写し）

(4) 添付図書（写し）

(5) 位置図

(6) 求積図

(7) 現況図

（申請書の記入）

第4条 申請書は、次に掲げるとおり記入するものとする。

(1) 「道路にしようとする土地又は変更若しくは廃止しようとする道路の地名地番」は、道路にしようとする土地又は変更若しくは廃止しようとする道路の地名地番を登記事項証明書に記載されているとおり記入すること。

(2) 「道路に接する敷地の地名地番」は、指定道路に接する敷地の地名地番を記入すること。

(3) 「既に指定を受けた道路の位置の指定年月日及び指定番号」は、申請道路が接続する既指定道路について記入すること。

(4) 「変更又は廃止をしようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号」は、既指定道路で、変更又は廃止をしようとするものについて記入すること。

(5) 「申請道路」欄は、申請道路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号を付け、図面と一致させたものの符号、幅員及び延長をメートルで記入すること（寸法は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。）。この場合において、幅員（指定する道路幅員）は、側溝（水路は除くものとする。）、路肩等を含めた寸法を記入するものとし、車道幅員を上段に括弧書きしたものとする。

(6) 「標示の方法」は、L型側溝、U型側溝等、終端を含め、申請道路の境界を明確に示すものの名称を記入すること。

(添付図書等の作成)

第5条 添付図書等は、次に掲げるとおり作成するものとする。

(1) 位置図及び添付図書の作成要領は、次のとおりとすること。

番号	図面の名称		縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図		25,000分の1以上	1 方位 2 地形 3 開発区域とその位置 4 主要交通機関からの経路、名称等 5 排水先の河川への経路、名称	国土地理院の地形図を準用する。
2	付近見取図		2,500分の1以上	1 方位 2 地形 3 開発区域の境界 (赤線で囲む。) 4 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる建物 5 開発区域外からの集水状況	
3	地籍図	公図写し	公図どおり	1 方位 2 縮尺 3 開発区域の境界 (赤線で囲む。) 4 地名、地番 5 地目	標示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする。

				6 土地の所有者 7 公共用地（道路、水路等）の位置 8 指定を受けようとする道路の位置（破線で記入。） 9 写した日付	
		実測図 （平面計画図）	500分の1 以上	1 方位 2 縮尺 3 開発区域の境界 4 開発面積 5 申請道路の位置、延長、幅員、勾配 6 隅切及び転回広場の寸法 7 土地内にある建築物、工作物及びこれらに関して権利を有する者の氏名 8 がけ又は擁壁の位置又は形状 9 敷地の境界（区画割） 10 土地の高低、その他地形上特記すべき事項 11 排水施設の位置、種類、内法寸法、流水の方向	
4	断面図 （道路断面図）	50分の1 以上	1 路面、路盤の詳細 （舗装構成も記入） 2 道路側溝等の位置、形状、寸法 3 車道幅員、指定を受ける道路幅員 4 隣接する敷地のこう配	幅員、構造別 に表示すること。	
5	求積図	500分の1 以上	1 方位 2 縮尺 3 申請道路、宅地ごとに求積し表示		
6	現況図	500分の1 以上	1 方位 2 縮尺		

			3 開発区域の境界（赤線で囲む）	
			4 開発区域内及び開発区域周辺の建築物 及び工作物	
			5 開発区域内及び開発区域周辺の道路及 び水路	
			6 開発区域内及び開発区域周辺の高低差	

（２） 「土地所有者等の承諾書」は、申請者、申請道路に係る土地の所有者、借地権者及びその土地内の建物若しくは工作物について、該当する権利の種類、その権利の存する土地の地番及び権利を有する者の住所、氏名を記入したものであること（住所は現住所とし、印は印鑑登録をしたものを使用するものとする。）。

（３） 地籍図（公図写し及び実測図）及び求積図は、次のとおり色付けすること。

ア 申請道路 薄黄色

イ 公道、既指定道路 薄赤色

ウ 水路 薄青色

エ うすずみ、畦畔など 薄黒色

（４） 公図写しは建築士、土地家屋調査士、測量士又は行政書士が作成し、記名したものであること（ただし、本人が申請する場合において、法務局から取得した地図等を加工せず添付図書とした場合は、この限りでない。）。

（５） 図面作成者は、その資格（免許の種類）を付記すること。

（６） 添付図書の様式により難しい場合は、適宜別図を作成すること。

（７） 他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものにあつては、許可証又は承諾書の写しを正本に添付すること。

（８） 袋井市道路の位置の指定基準第５条第１項第２号の適用を必要とするものにあつては、理由書を添付すること。

（受理通知）

第６条 市長は、申請書類の内容を審査した結果、支障がないと認めたときは、道路の位置の指定申請書の受理について（様式第１号）を申請者（申請代理人のいる場合にあつては代理人。以下同じ。）に交付し、支障のあるものについては、道路の位置の指定申請書について（様式第２号）を交付するものとする。

2 申請者は、申請受理通知書の交付を受けた後、道路にする土地の地目を公衆用道路に変更するものとする。

(完了報告)

第7条 申請者は、申請道路の築造が完了したときは、工事完了報告書（様式第3号）に、道路にする土地を分筆し、地目を公衆用道路に変更したことを証する公図写し及び土地の登記事項証明書並びに工事写真（完成及び築造後に目視確認できない部分に限る。）を添えて、市長へ提出するものとする。

(指定)

第8条 市長は、申請者からの工事完了報告書を受理したときは現地検査を行い、道路が申請どおり築造されていることを確認したときは、道路の位置の指定を行い、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（袋井市建築基準法施行細則様式第27号）を申請者に交付する。

2 市長は、道路の築造が申請どおり完了していないと認めたときは、工事完了検査結果書（様式第4号）を申請者に交付する。

(公告)

第9条 市長は、道路の位置の指定を行った場合には、公告を行う。

(避難通路の変更又は廃止)

第10条 道路の位置の指定基準（昭和40年3月15日付け建第139号）に基づき指定を受けた道路について、道路の位置の変更又は廃止を伴わない避難通路の変更又は廃止については、袋井市避難通路の変更、廃止に関する事務処理要領（令和3年袋井市告示第107号）に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第37号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第106号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

工 事 完 了 報 告 書

袋井市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで受理通知を受けた道路を、次のとおり築造したので報告しま
す。

受 理 番 号	第 号
受 理 年 月 日	年 月 日
築 造 し た 場 所	
道路の幅員、延長	
備 考	